

2007年度「JTアジア奨学生」募集要項

日本たばこ産業株式会社

日本たばこ産業株式会社では、国際交流を促進し、人材の育成に寄与することを目的に、アジア諸国からの留学生を対象とした奨学生の募集を下記により行います。

記

1. 応募資格

下記①～⑧のすべてに該当する者。但し平成19年度については、中国以外の国籍を有する方をご推薦ください。

- ①アジア地域諸国^(*)の国籍を有し、修学または研究のために来日している私費留学生。
- ②当社が指定する日本の大学の大学院修士課程または博士課程に、2007年4月1日時点で在籍している者もしくは2007年4月から入学することが確定している者(専攻科目は限定しない)。
- ③2007年4月から2009年3月まで他機関から奨学金の給付を受けない者。
- ④学業人物ともに優秀で、真に経済的援助を必要とする者。
- ⑤親または配偶者が日本に居住している場合、その年間所得が400万円未満である者。
- ⑥2007年4月1日現在で、満年齢35歳未満の者。
- ⑦国際理解と親善に関心を持ち、貢献を期する者で、当社が企画する交流行事(年3回予定)に積極的に参加できる者。
- ⑧日本語でのコミュニケーションが可能な者。

(*)…アジア地域諸国の具体的範囲は、トルコ以東

2. 採用予定人員

10名程度

3. 奨学金の内容および支給期間

- | | |
|-------|---|
| ①給付額 | 月額 150,000円 |
| ②給付期間 | 2007年4月から2009年3月までの最長2年間 ^(*) |

- ③継続給付手続 2007年度に引き続き2008年度の給付(2年目の給付)を希望する場合は、2007年度中(2007年11月から2008年2月まで)に別途所定の手続きを必要とします。
- ④給付方法 原則として毎月一定日に銀行振込の方法により、本人に給付します。

(*2)…第6項に基づき奨学金の給付を停止し、その後再開した場合であっても、上記②の給付期間は延長しません。

4. 応募の手続き

(1)奨学生に応募する者は、以下の①～⑩の提出書類等を、所属大学が指定する日までに、在籍(入学)する大学宛に提出してください。

- ①奨学金申込書(所定の様式による)
- ②身上書(所定の様式による)
- ③履歴書(所定の様式による)
- ④学習計画書(所定の様式による)
- ⑤指導教員の推薦理由書
- ⑥学業成績証明書(現課程のものが入手不可能な場合は前課程のもの。新たに入学予定の場合は、合格通知書または入学許可書で可。)
- ⑦健康診断書
- ⑧外国人登録済証明書写(在留資格「留学」が明記されているもの)
- ⑨パスポートおよび入国ビザの写(写真と氏名が記載されたページ、日本の入国ビザのあるページ及び入国スタンプのある頁)
- ⑩親または配偶者が日本に居住している場合、その年間所得が400万円未満であることを証明する書類(*3)
- ⑪写真(4cm×3cm 2枚。裏面に氏名を記入の上、1枚は奨学金申込書に貼付のこと)

(*3)…証明する書類

2006年分の源泉徴収票、非課税(課税)証明書、所得証明書のうちいずれか一点。入手不可能な場合は、2005年分のものでも可とします。

(2)前記(1)の申請があったときは、当該大学の裁量において推薦者を決定し、学長の推薦書を添え、2007年2月6日(火) <必着>までに当社に推薦してください。

なお、応募書類は一切返却しません。

また、個人情報保護のため、応募書類は、奨学生の選考、当社の奨学金給付制度の実施運用の目的に使用し、他の目的に使用しません。

5. 選考および結果の通知

- ①当社において、提出された応募書類と面接(面接日は3月上旬頃を予定)により、選考を行います。
- ②奨学生の決定通知は、大学を通じて行います。
- ③当社の奨学金と重複して他機関からの奨学金の内定(決定)を受けた場合、本人は大学を通じて速やかに当社へ届け出てください。

6. 奨学金の給付の停止または終了

以下のいずれかに該当する場合には、当社は、奨学金の給付を停止または終了とします。

- ①給付期間中に応募資格を満たさなくなった場合
- ②病気、休学その他の理由により学業または課程を継続する見込みのない場合
- ③学業成績または素行が不良となった場合
- ④在籍大学の学籍を失った場合
- ⑤当社に対する提出書類および届出事項に虚偽があった場合
- ⑥その他、当社が、奨学金の給付目的・趣旨または社会的相当性の観点から、奨学金の給付を不適当と認めた場合

なお、奨学金の給付を停止された者が、その事由が止んで、在籍大学学長を経て奨学金給付の再開を願い出たときは、第3項②に記載した奨学金の給付期間内において奨学金の給付を再開することがあります。

7. 奨学金受給者の義務

- (1) 当社の奨学金は返還の義務はありません。
- (2) 下記に該当する場合、本人または大学は遅滞なく当社へ届け出てください。
 - ①正規の休暇以外で1ヶ月以上授業を欠席しようとする場合
 - ②1ヶ月以上日本を離れ帰国または旅行する場合
 - ③休学、転学、転部、転科、留年または退学が見込まれる場合
 - ④停学、その他の処分を受けた場合
 - ⑤当社に対する届出事項が変更になった場合
- (3) 当社の選考を経て、JTアジア奨学生に決定後、所定様式の「誓約書」を提出してください。

【お問い合わせ先】 **学術支援グループ 管理室 4-6**
日本たばこ産業株式会社 CSR推進部 社会貢献室 鎌戸(かまと)
住所 〒105-8422 東京都港区虎ノ門2-2-1 JTビル
TEL 03-5572-4290 FAX 03-5572-1443
E-mail: naoki.kamate@ims.jti.jp
URL: <http://www.jti.co.jp/JTI/contribution/syogakukin.html>